

社会福祉法人 愛火の会

実施年度	監査区分	文書指摘の内容	改善状況の内容	実施年月
4	延期	—	—	—
5	実地	理事長が法人に支出させた旅費交通費について、理事長が出張旅費及び交通費を支払った事実を客観的に証明する領収書などの証憑書類がなく会計処理が行われている。法人から理事長に支出された旅費交通費に関して、支出額以外は全く不明であり、旅費交通費として実態が不明な支出である。理事長は法人に支出させた旅費交通費を法人へ返還すること。	今回の指導を受け、返還するため毎月給与支給時に返済を実施しています。出張仮払いも、ご指摘以降は支出をしておりません。返済については、給与計算書から算出して返済実績書に記録を付けております。	R5.9
5	実地	法人名義のクレジットカードを使用し、旅費交通費等の名目で、理事長の私的な交通費や飲食代、宿泊代等に利用されると疑われる支出が散見された。適正な証憑書類もなく著しく不適正な会計処理が行われている。 理事長がクレジットカードで支払った支出は、法人の適正な支出とみなすことは出来ないので、クレジットカードで支払った金額の内、電気料金を除く金額を法人に返還すること。	カードに関しては、ご指摘を受けてから即座に事務所に返済しており、事務所保管を基本にしています。使用に関しては、電気料金や利用者の活動における消耗品の購入などで使用しますが、カードの使用自体を極力控えております。	R5.9
5	実地	令和2年度以降の理事会、評議員会について、決議が有効とみなすことができるのは、理事の過半数が出席し定足数を満たしている令和2年6月開催の理事会のみである。 令和4年度は理事会や評議員会関係の手続きを全く行っていない。決議の省略の手続きが適正に行われていないにもかかわらず、理事、監事や評議員が出席し理事会、評議員会が開催され議案が可決されたという議事録が複数偽造され、その議事録によって法人運営が行われている。評議員や理事、監事の選任、理事長の選定も偽造の議事録により行われているので適正な手続きにより評議員や理事、監事を選任し理事長を選定すること。	令和6年3月10日にて、役員改選の手続きを一通り行いました。各候補者名簿を作成しています。	R5.9
5	実地	理事長所有の不動産と法人の賃貸借契約について、月額132,000円の賃料を法人が理事長に支払うという契約が理事会の決議がなく締結されている。法人の代表者である理事長が法人と賃貸借契約を締結することは、利益相反取引である。利益相反取引を行う場合、理事会で取引を行うにあたり重要な事実を開示して承認を受けなければならない。また取引後、重要な事実を理事会に報告しなければならない。理事長は、賃貸借契約について理事会が承認すべきか否かを判断するための重要な事実を開示して理事会の承認を受けること。	令和2年3月15日開催の第2回理事会にて令和2年度予算計画の中で話はしていますが、具体的な内容については記録していませんでした。令和5年10月にて賃貸借契約は終了しており、現在はグループホームとしての登録も解除しています。理事会の承認については、令和5年度～改めて報告などを行い、承認を受ける予定です。	R5.9

5	実地	福祉事業に係る会計と就労支援事業に係る会計に区分されているが、就労支援事業収入を得るために必要となる経費が福祉事業の経費となっている。福祉事業の経費を精査し就労支援事業の経費としなければならないものは就労支援事業の経費とすること。	会計士へ直接指導をして頂き、改善も含めて対応を順次行っています。帳票のフォームについて、いくつか修正点があつたため熊本計算センターへ修正点をまとめて対応を依頼します。tab人件費・コンサルタント料・ロイヤリティ・水道料など就労にしなくてはならない部分は改善していきます。注記の内容についても修正が必要な部分は改善していきます。	R5.9
5	実地	工賃は、就労支援事業の収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額である。工賃の原資は、就労支援事業収入であり自立支援給付費を工賃に充てることは、認められない。令和3年度、令和4年度の就労支援事業は赤字であり、福祉事業に含まれている就労支援事業に計上すべき経費を加えるとさらに大幅な赤字となる。工賃が支払われているということは、実質的には自立支援給付費が工賃の原資になっている。就労支援事業の損益管理を行い経営の課題を把握し、就労支援事業の収入から工賃を支払うことができるよう改善策を検討すること。	令和5年度の途中からですが、今回の指摘を受け、工賃の算出も変更しています。売上の主力であるジェラートの売上から 工賃を捻り出していますが、今後はジェラートの売上だけでなく、絵画やステンドグラスなど既存の生産活動で納品先の現代美術館やUMUなどの店舗販売など販売先の開拓も進めています。それ以外の生産活動で売上を拡大していくように努めているところです。食品の栽培や加工など案はいくつか出ており、これから詳細を煮詰めていくところです。施設外就労も件数を着実に増やしております。令和5年12月に県からの紹介で、牧場にて子牛のお世話の施設外就労が変わりました。B型に関しては、施設外就労を増やして活性化したいと考えています。地元農家のお手伝いなども検討しております。安定した工賃が提供出来るように改善していきます。	R5.9
5	実地	法人の会計管理において、クレジットカードを使用しているが、クレジットカード使用規程を作成していない。使用規程を整備し、厳格な管理の下、法人の業務を遂行するうえでクレジットカードを使用しなければ支払いが行えない物品の購入、役務の提供等に限って使用すること。なお、法人が所有するETCカードについても、管理を厳格にして使用すること。	クレジットカード規程は、令和6年度より施行予定で作成しました。施行前に実施していることは、カード管理は事務所にて鍵付きの引出にて保管しています。ETCカードについても同様に管理・保管しています。運転日誌にて、ETCを使用しての記録をするようにしました。	R5.9
5	実地	施設の自動車のうち1台を理事長が法人業務で使用しているが、私用にも使用している。理事長は、施設の自動車を私用に使用しないこと。	今回の指摘を受け、送迎車の使用をやめております。私用での使用はしておりません。	R5.9
5	実地	不適切な法人運営を行った理事長の責任は重大である。法人として理事長の責任を審議すること。また、不適切な法人運営が行われた原因を分析したうえで実効性の高い再発防止策を検討し、その内容を報告すること。	今回の指摘の中で最重要事項だと認識しております。令和6年3月10日(日)に行われた理事会等にて、指摘を受けたため役員改選に至った経緯は各役員へ報告済みです。理事長選任は、土井章平氏の続投が全員一致で承認されました。責任の審議については、令和5年度の理事会等において審議する予定です。内容については、今回の特別監査の内容を報告したうえで、改善報告書と同様の内容の改善案を報告する予定ですが、各役員の皆さまからも、ご提案やご指摘があるかと思うので、真摯に受け止め改善していく所存です。内容については、市へ報告致します。	R5.9

6	実地	<p>理事及び監事の任期について</p> <p>法人定款第19条で理事・監事の任期は2年と定められているにもかかわらず、任期を4年としている。速やかに理事・監事の任期を定款どおりの2年とすること。</p> <p>なお、現理事・監事の任期を2年とすると、現理事・監事は令和6年3月10日の評議員会で選任されているので、その任期は令和7年6月の定時評議員会終結の時までである。令和7年の定時評議員会で遺漏なく理事・監事の選任を行うこと。</p> <p>【法人定款第19条】</p>	
6	実地	<p>令和7年6月の定時評議員会で役員選任を行う予定。</p>	R6.11

6	実地	<p>理事会の定足数について</p> <p>令和6年3月10日の理事会において、決議事項についての同意書提出で出席と扱っている理事がいる。法人定款第27条第2項の規定は、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなすものであるが、これ以外の場合において書面提出の理事を出席扱いとはできない。よって、令和6年3月10日の理事会は、理事4人中、2人の理事の出席となり、理事の過半数である3人の理事の出席がないので定足数を満たさない理事会となっている。定足数を満たすことは、理事会の基本であることを認識し、同意書提出の理事は法人定款第27条第2項に該当する場合を除き出席扱いできないことを再度確認すること。</p> <p>また、令和6年3月10日の評議員会後の理事長選定のための理事会は、同日評議員会で選任された理事による初めての理事会であるにもかかわらず、新任の2人の理事は出席しておらず、欠席扱いにもなっていない。この理事会も理事6名中2名の出席であり定足数を満たしていない。理事会開催の趣旨を理解し、開催手続きを行うこと。</p> <p>【法人定款第27条】</p>	<p>令和6年度内の理事会にて改める予定。</p>	R6.11
6	実地	<p>クレジットカードの使用について</p> <p>クレジットカードによる支出については、一部を除き、支出扱いが作成されておらず、勘定科目「仮払金」で支払い、後で仕訳している。支出扱いがないため、カードの使用目的が不明なものがある。昨年度の特別指導監査で、カードの不適正使用が判明したので、カードは、厳格な管理のもと使用するよう文書指摘を行ったところである。しかし、法人においては今年度もETCの使用や物品の購入などにおいて、支出扱いがないものがみられる。クレジットカードの使用は、クレジットカードを使用しなければ支払いが行えない物品の購入、役務の提供等に限るとともに、1件1件の支出について、その都度目的を記載した支出扱いを作成し、使途を明確にすること。</p> <p>【法人経理規程第13条】</p>	<p>カードの使用があった場合の扱いの作成と提出を徹底していく。会計士に諮り、理事会にて報告を行っていく。併せてETCについては、令和6年8月より理事長の使用はないが職員が使用する場合には、必ず出張命令書を出し、使用後は扱いを作成して提出を徹底していく。</p>	R6.11

6	実地	<p>日常の会計処理について 会計伝票がその都度作成されておらず、収入・支出のサービス区分や勘定科目の仕訳が日常的にできていない。このため、法人の日常的な収支状況が組織的に把握できていない。 また、月次試算表が毎月作成されておらず、予算の執行状況を会計責任者である理事長や出納員である事務長が把握できていない状況にある。毎月月次試算表を作成しなければならないという意識が希薄で、会計事務所の助けを借りてどうにか決算書を作成している状況である。他の社会福祉法人では、ルーティン業務として行われている会計・経理の基礎業務が行われておらず、経理規程に定めるとおりに事務が執行できる体制の確立が急務である。 【留意事項1、法人経理規程第13条、第32条第1項】</p>	<p>令和6年度は、事務のパート職員を新たに雇用する事が出来たので、打ち込みを主に業務をして頂き、体制を整えている状況。会計士からも指示を仰ぎながら、追いついてきている。 令和7年度からは、月次試算表を毎月出せるように改善していく。</p>	R6.11
6	実地	<p>理事長の責任及び再発防止策について 不適切な法人運営を行った理事長の責任は重大である。法人のクレジットカードを理事長が不適正使用したこと等により大きな損害を法人に与えている。法人理事会及び評議員会で理事長の責任を審議すること。また、理事長の不適切な法人運営を未然に防止できなかつた他の理事及び監事も責任の一端があることを認識の上、理事会で再発防止策を審議し、審議内容を詳細に記した理事会の議事録の写しを提出すること。 【法人定款第16条、第17条第1項、第18条第1項、第20条】</p>	<p>責任および進退については、理事会で改めて現状維持。各理事より応援しているので改善に努めて欲しいとの事だった。他に代わる方も現状いないため難しいかと思われる。猛省して、しっかりと整えて欲しいとの事だった。再発防止も兼ねて責任を果たしていく。</p>	R6.11

「実地」…実地による監査を実施
 「書面」…書面による監査を実施
 「未実施」…監査の周期(3~5年に1回実施)に該当しない年度
 「延期」…特別な事情により延期した場合
 「中止」…災害等により延期